令和2年度 徳島県企業局内部統制評価報告書 (説明資料)

令和3年8月

徳島県企業局

目 次

Ι		企	業.	局	に	お	け	る	内	部	統	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		内	部	統	制	の	概	要					•										1
	2		内	部	統	制	の	推	進	体	制		-			•						•		1
П		評	価	手	続		•	•		•	•			•					•					2
	1		評	価	対	象	期	間	•	•	•	•		•		•			•		•	•		2
	2		評	価	基	準	日	•	•	•	•	•		•		•			•		•	•		2
	3		対	象	事	務	•	•	•	•	•	•		•		•			•	•	•	•		2
	4		評	価	対	象	部	局	•		•	•			•	•				•	•	•		2
	5		評	価	方	法	•	•	•	•	•	•		•		•			•		•	•		2
Ш		全	:局	的	な	内	部	統	制	の	評	価		•		•			•		•	•		3
VI		業	務	レ	ベ	ル	の	内	部	統	制	の	評	価		•				•	•	•		3
	1		総	括	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•			•		•	•		3
	2		IJ.	ス	ク	評	価	シ	_	۲	に	ょ	る	評	価	•				•	•	•		3
0)	附	·属:	資	料																			
	箵	料	. 1		徳	島	県	企	業	局	内	部	統	制	に	関	す	る	方	針				5
	-		2		-	•	• • •		•					取			•	_	•	•	•			6

I 企業局における内部統制

1 内部統制の概要

(1) 概 要

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下,「ガイドライン」という。)では,「地方公共団体における内部統制とは,住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう,行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが,組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し,対応策を講じることで,事務の適正な執行を確保することである」とされています。つまり,内部統制は,多くのリスクに対して既に講じている対応策を可視化し,リスク発生を防止する取組が不存在又は不十分な場合は,改善又は是正を図ることで,リスクを一定の水準以下に抑えることにより,事務の適正な執行を確保するものであり,リスク発生確率の低下を図り,発生の「予防」を主眼とするものです。

(2)内部統制基本方針

企業局では、地方自治法で定められた内部統制制度が導入されたことに鑑み、 企業局が所管する事業の運営の適正性を確保し、県民の事業に対する信頼を向 上させるため、地方自治法第150条第1項の規定を準用し、令和2年4月1日 に「徳島県企業局内部統制に関する方針(資料1)」を策定しました。

2 内部統制の推進体制

(1) 推進体制

「徳島県企業局内部統制に関する方針」に基づく取組の実施に当たり、「徳島県企業局内部統制推進要綱」を策定し、必要な体制を整備しています。

(2) 内部統制に関する会議

内部統制に関する取組を総合的に推進するため、推進責任者、副推進責任者、 統括管理者、副統括管理者及び管理者をもって組織する「徳島県企業局内部統 制推進本部」を設置し、内部統制に関する方針についての審議・決定及び総合 調整等を行っています。

Ⅱ 評価手続

1 評価対象期間

令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

2 評価基準日

令和3年3月31日

3 対象事務

財務に関する事務

4 評価対象部局

企業局

5 評価方法

内部統制の評価については、「全局的な内部統制」及び「業務レベルの内部統制」のそれぞれについて、ガイドラインの趣旨に沿って、整備上及び運用上の不備がある場合は、当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行います。

内部統制の有効性の評価は、重大な不備の有無により判断し、内部統制対象事務について、重大な不備が存在する場合、内部統制対象事務に係る内部統制は有効でないと判断します。

※内部統制の「重大な不備」とは、ガイドラインにおいて「内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの、もしくは実際に生じさせたもの」とされており、当該不備の量的重要性及び質的重要性が大きいかどうかといった観点から判断することとしています。

(1) 全局的な内部統制の評価

ガイドライン「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び 評価項目」に基づき、内部統制評価部局がそれぞれに対応する内部統制の整備 状況に関する資料等の確認を行った上で、評価項目ごとに有効性を評価します。

(2)業務レベルの内部統制の評価

各所属が作成したリスク評価シートに記載されているリスク及びその対応策について、各所属による自己評価を行います。

内部統制評価者は、各所属による自己評価を行ったリスク評価シートの提出 を受けた上で、当該シートに基づき、不備の有無を把握し、有効性の評価を行 います。

なお、内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを 可能とするものではなく、また、リスクの顕在化を適時に発見することができ ない可能性があります。

全局的な内部統制の評価 Ш

全局的な内部統制の評価に当たっては、ガイドライン「地方公共団体の全庁的 な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、内部統制の6つの基 本的要素に関する評価項目に対応する「全局的な内部統制の取組状況」(資料2) を確認し、有効性の評価を行いました。

その結果、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、 「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、 それぞれ重大な不備は認められなかったため、全局的な内部統制は有効であると 判断しました。

Ⅳ 業務レベルの内部統制の評価

総括 1

業務レベルの内部統制の評価については、各所属が作成したリスク評価シート に基づき、各所属による自己評価を行った上で、経営企画戦略課において評価を 実施しました。

その結果、重大な不備は認められなかったため、業務レベルの内部統制は、有 効に整備及び運用されていると判断しました。

リスク評価シートによる評価

(1) リスク評価シートの作成対象部局

次表の3所属において、リスク評価シートを作成しました。

所属名
経営企画戦略課 事業推進課 総合管理推進センター

(2) リスクの識別結果

対象所属が所掌する財務に関する事務について、リスクの洗い出しを行った 結果は次表のとおりでした。

所属数	リスクの	個別	過去に	過去に
	項目数	項目数	経験あり	監査の指摘
3	124	43	63	23

※「個別項目数」とは、リスクの項目数のうち、各所属で識別した固有のリスク

※「過別領日教」とは、リスクの項目数のうち、各所属において、過去5年 ※「過去に経験あり」とは、リスクの項目数のうち、各所属において、過去5年 (H27年度~R1年度)の間で、リスク発生の経験がある項目数です。 ※「過去に監査の指摘」とは、リスクの項目数のうち、各所属において、過去5年 年(H27年度~R1年度)の間で、監査による「要確認事項」や「指摘事項」と なった項目数です。

(3)整備状況の評価

整備上の不備は、認められませんでした。

(4) 運用状況の評価

運用上の不備は、2件認められましたが、当該不備について、その詳細を確認し、重大な不備に当たるかどうかを判断した結果、重大な不備は認められませんでした。そのリスク分類別件数は以下のとおりです。

	不備あり	重大な不備あり
運用上の不備	2件	0件

〇リスク内容別件数一覧

分	類	リスク内容	件数
契	約	委託契約手続の不備、再委託の未承認	2

なお,不備が認められた事案については,関係所属において,再発防止に向けた改善が行われており,不備の是正が図られています。

徳島県企業局内部統制に関する方針

人口減少社会において、地方公営企業の経営原則に基づき、事業を通じて県民生活の向上と地域社会への貢献を行うためには、限られた人員で効率的かつ効果的に業務を遂行するとともに、職員一人一人が法令等を遵守し、資産を的確に保全するための体制を整備する必要があります。

このため、内部統制制度を導入することにより、企業局が所管する事業の運営の適正性を確保し、 県民の事業に対する信頼を向上させるため、以下のとおり取り組みます。

1 内部統制の目的及び取組項目

(1)業務の効率的かつ効果的な遂行

限られた人員で最大の効果を発揮するため、円滑な事務執行体制の整備やAI等の革新的な技術の活用による、業務の効率的かつ効果的な遂行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

日常業務に潜むリスクを把握し、常に適正な手続による予算執行を行うとともに、情報を適切 に管理し、決算書類をはじめとする財務報告の信頼性の確保に取り組みます。

(3)業務に関わる法令等の遵守

職員一人一人が、業務の遂行に係る法令等を正しく理解するとともに、組織的なチェック体制を整備し、その遵守に着実に取り組みます。

(4) 資産の保全

資産の取得や使用、処分に当たり、適正な手続による資産の保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、「財務に関する事務」とします。

3 内部統制の有効性確保のための取組

(1) 推進体制の構築

企業局長を推進責任者とする内部統制推進体制を構築し、適切な制度運用を図ります。

(2) 監査委員との連携

監査委員と情報共有や意見交換等を行い、効果的な制度運用に努めます。

(3) 評価の実施

内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、県議会への報告及び県民への公表を行います。

(4)制度運用の見直し

内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価結果や,これに対する監査委員の意見等を踏ま え,必要に応じ、制度運用の見直しを行います。

4 内部統制における知事部局との連携

知事部局における内部統制の取組と連携し、効果的な制度運用に努めます。

令和2年 4月 1日

徳島県企業局長 折野 好信

資料 2 全局的な内部統制の取組状況

地方公共區		ドライン 削の評価の基本的考え方及び評価項目 	The All the print
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
統制環境	1 長は、誠実性と 倫理観に対する 姿勢を表明して いるか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	・徳島県企業局の公務員倫理に 関する規程の制定 ・知事の訓示
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	・徳島県企業局の公務員倫理に関する規程の運用 ・徳島県コンプライアンス基本方針の運用 ・コンプライアンス推進週間の実施 ・県ホームページ「徳島県におけるコンプライアンス推進に向けた取組について」の公開
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に 係る評価プロセスを定め、職員 等が逸脱した場合には、適時に それを把握し、適切に是正措置 を講じているか。	・徳島県企業局人事評価実務要 領による評価 ・徳島県企業局職員服務規程に よる職員等に逸脱があった場合 の経営企画戦略課長への報告 ・企業局懲戒処分の指針の運用
	2 長は、内部統制 の目的(注1) を達成するに当 たり、組織構 造、報告経路お	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・徳島県企業局内部統制推進要 綱の策定 ・機構改革の実施
	よび 道切な確立 と 責任 を い る か。	2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	・機構改革, 人事異動の実施による業務の効率的な遂行。経営企画戦略課(予算経理担当、の信頼性の確保・経営企画戦略課(総務担当)を経営企画戦略課(総務担当)を経営企画戦略課(総務担当)を入る法令等の遵守体制の確理とのも対る法令等の遵守体制の確担とのも対して、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは

地方公共国	ガイ 団体の全庁的な内部統領			
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容	
統制環境	3 長は、内部統制 の目的を達り、 のにあた事管理 のでは のでは のでで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	・知識,経験,資格等の適性を 踏まえた人事管理(庁内公募制度を含む) ・期首面談及び育成面談における助言・指導 ・徳島県職員研修規程に基づく 研修の実施	
		3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	・徳島県企業局人事評価実務要領の改正による内部統制による情極評価する責任の導入 ・育の政政を情極がある。 ・内の政政をでは、 ・内の政政が、 ・内部統制をでは、 ・内部統制をでは、 ・内部統制をでは、 ・内部統制をでは、 ・体では、 ・体では、 ・の経営ののをできる。 ・企業局で、 ・企業局で、 ・企業局で、 ・のをできる。 ・企業局で、 ・企業品で、 ・企。 ・企業品で、 ・企業品で、 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。 ・企。	

地方公共區		ドライン 引の評価の基本的考え方及び評価項目	
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
リスクの評 価と対応	4 組織は、 組織の 制ののできるない。 がに、 がに、 がに、 がに、 がに、 がに、 がに、 がに、	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	・組織機構改革及び人事異動の 公表 ・人事異動の内示及び事務分掌 表の作成
	のプロセスを明 確にしている か。	4-2 組織は、リスクの評価と対応の プロセスを明示するとともに、 それに従ってリスクの評価と対 応が行われることを確保してい るか。	・「リスク評価シート」作成要領によるリスクの評価と対応のプロセスの明示 ・内部統制推進員による指導及び監督
	5 組織は 制の 相の 相の がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた	5-1 組織は、各部署において、当該 部署における内部統制に係るリ スクの識別を網羅的に行ってい るか。	・監査資料等を参考とした確認 など、リスクの識別の網羅的な 実施
	て、必要に応じた対応をとっているか。	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	・リスク評価シートの作成
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	・「リスク評価シート」作成要 領による費用対効果を勘案した 対応策の検討 ・対応策の過不足の精査

地方公共		ドライン 制の評価の基本的考え方及び評価項目	
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
リスクの評 価と対応	6 組織は 制の は 制の が 相	6-1 組織において,自らの地方公共 団体において過去にいて間をにおいて過去にいて間をにおいて過去にいる可能性ののではでは、可能性のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、のないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・徳島県企業局の公務員倫理に 関する条例等の制定 ・物品購入改善マニュアルに基 づくの選別の教行 ・企業局懲戒処分の指針の策定 ・企業局職員等からの通報制度 の設置 ・徳島県企業局職員服務規程に よる職員等に逸脱があった場合 の経営企画戦略課長への報告

地方公共区	ガ 団体の全庁的な内部		
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
統制活動	7 組織は, リス の評価及び対 において決定 れた対応策に いて, 各部署 おける状況に じた具体的な	おいて決定された対応策について、各部署において、実際に指っ、 示通りに実施されているか。	・リスク評価シートの作成による対応策の実施や、自己評価及び是正措置の実施 ・内部統制推進員の指導及び監督
	部統制の実施 その結果の把 を行っている か。	☆ 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力	・事務分掌の決定及び変更 ・リスクに対する対応者の的確 な選定 ・内部統制推進員の指導及び監 督
	8 組織は、明確は、明確は、明確は、明確は、明確は、明確は、明確を表する。 おいっぱい はい	て、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	・徳島県企業局組織規程,徳島県企業局規程,徳島県企業局財務規程等の運用 ・徳島県上の選用 ・徳島県会議の運用 ・徳島県の運用の選用の選用の当時のは ・東京のでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク 対応策の実施結果について、担 当者による報告を求め、事後的 な評価及び必要に応じた是正措 置を行っているか。	・各所属による自己評価の実施 ・経営企画戦略課(予算経理 担)による是正指示

地方公共因		ドライン 別の評価の基本的考え方及び評価項目	
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
情報と伝達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、 信頼ある情報が作成される体制 を構築しているか。	・経営企画戦略課による予算, 財産,税制,会計,法制の管理
		9-2 組織は、必要な情報について、 費用対効果を踏まえつつ、外部 からの情報を活用することを 図っているか。	・企業局職員等からの通報制度 の活用 ・パブリックコメント制度の活 用 ・戦略的経営推進委員会の設置
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	・徳島県個人情報保護条例等に 基づく個人情報等の適性管理
	10 組織は、組織のは、組織のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、現代のでは、のないでは、できるのでは、できるのでは、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	・Jorur i グループウェア「全庁 掲示板」等を活用した情報共有・とくしま目安箱における意見 等に対するへの回答・パブリックコメント制度における県民意見等の施策への反映 ・企業局幹部会議による重要事 項の伝達
		10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供の対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築しるととを理由として不利な取いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	・企業局職員等からの通報制度 の活用 ・企業局職員等からの通報制度 における通報者保護

地方公共[ガイ 団体の全庁的な内部統制		
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
モニタリン	11 組制がし確にタ独行 中的,こた的お価る の存てか,リ立っ の内の,こた的が活価る のでは、 は基在いめ目ン的で のででか、リンウン のででが、ロンウン のででが、ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロ	11-1 組織は、内部統制の整備に、内部統制のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・審査部によるの自己を表表を表示による。 (総施・名の自己を表示を表示の主義を表示の主義を表示の主義を表示の主義を表示の主義を表示の主義を表示の主義を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を

ガイドライン 地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目			
基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	取組内容
ICTへの対応	12 組織のC 応とを場て性とのいい は目 T をも利合のをも統るのので応とを場て性とのいい が環検に用に利検に制からいでは I て、のす I で、のす I で、の す I で、 I 適る C っ で、 I 適る C っ で、 I 適る C っ で、 I の で I で で I で で I で で I で で I で で I で で I で で I で で I で で I で で I で	12-1 組織は、組織を取り巻くICT 環境に関して、いかなる対応を 図るかについての方針及び手続 を定めているか。	・デジタル社会推進アクションプランの推進 ・徳島県業務・システム最適化 方針、業務・システム最適化ガイドラインの遵守 ・徳島県情報システム調達指 針、情報システム調達ガイドラインの遵守
		12-2 内部統制の目的のために, 当該 組織における必要かつ十分な I C T の程度を検討した上で, 適 切な利用を図っているか。	・情報システム調査の実施 ・システム調査のライフサイク ルに応じた審査 ・手続のオンライン化、公文書 の電子化、AI・RPAなど最 新技術による業務効率化など、 デジタル技術を活用した業務の デジタル化の推進
		12-3 組織は、ICTの全般統制(注 3)として、システムの保守及 び運用の管理、システムへのア クセス管理並びにシステムに関 する外部業者との契約管理を 行っているか。	・徳島県情報セキュリティポリシーにおける基本方針、情報セキュリティ対策基準の遵守、情報セキュリティ実施手順の策定・情報システム監査の実施
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制 (注4)として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	・システム運営全報の表示のののでは、